

○ 議案第75号～議案第79号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

※ 本市人権擁護委員5名の任期が来る令和7年12月31日をもって満了することに伴い、その後任候補者の推薦について秋田地方法務局から依頼がありましたので、次のとおり推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

【議案第75号】	齊 藤 由紀雄 (再推薦)	大仙市刈和野字小野26番地4 昭和31年8月11日生(満69歳)
【議案第76号】	藤 原 瑞 永 (再推薦)	大仙市太田町太田字金井伝山下55番地 昭和49年9月2日生(満50歳)
【議案第77号】	小山田 幸 哉 (新規推薦)	大仙市強首字強首550番地73 昭和34年7月10日生(満66歳)
【議案第78号】	信 田 浩 則 (新規推薦)	大仙市豊岡字谷地11番地 昭和36年3月26日生(満64歳)
【議案第79号】	草 薨 晶 子 (新規推薦)	大仙市太田町国見字高橋231番地1 昭和44年12月31日生(満55歳)

任期：令和8年1月1日から令和10年12月31日まで（3年）

○ 議案第80号 令和7年度大仙市スキー場事業特別会計への繰入額の変更について

※ 令和7年度大仙市スキー場事業特別会計に令和7年度大仙市一般会計から繰り入れる額を81,594千円以内から131,387千円以内(49,793千円増)に変更することについて、地方財政法第6条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

○ 議案第81号 令和7年度大仙市一般会計補正予算（第4号）

補 正 額 231,503 千円
補正後の予算総額 46,224,124 千円

【歳 出】

（単位：千円）

所 属	補正事項	補正額	補正額の財源内訳				説 明
			国 県 支出金	市 債	その他	一般財源	
総務部	1. 消防団管理運営費	9,000				9,000	消防団員の防寒ジャンパー購入経費の補正
福祉健康部	2. 熱中症予防エアコン購入支援事業費	20,106	20,106				低所得世帯に対するエアコン購入費用の一部助成に係る補助金の補正
産業経済部	3. 原料米価格高騰支援事業費	39,746	39,746				令和7年度の原料米の仕入高騰分に対する補助金の補正
観光文化スポーツ部	4. 大仙市物産品PR事業費	3,404	3,404				市内3道の駅で実施する特産品割引キャンペーン事業に係る経費の補正
	5. 特産品発送支援事業費	16,500	16,500				市の特産品等を発送する際の送料助成に係る経費の補正
	6. スキー場事業特別会計繰出金	49,793				49,793	特別会計繰出金の補正
	7. 体育施設改修事業費	5,104		3,900		1,204	嶽ドーム幕張替工事において追加となった塗装工に係る工事費の補正
教育委員会事務局	8. 学校給食事業特別会計繰出金	84,620	73,334			11,286	特別会計繰出金の補正
	9. 学校給食費補助金交付事業費	3,230				3,230	小学生の学校給食費無償化により市学校給食センターが提供する給食以外を利用している小学生等の保護者に対する補助金の補正
合 計		231,503	153,090	3,900		74,513	

○ 議案第82号 令和7年度大仙市学校給食事業特別会計補正予算（第2号）

※小学生の給食費無償化に係る財源振替及び食器類の購入経費等の補正

補 正 額 11,286 千円
補正後の予算総額 1,170,593 千円

所 属	補正事項	補正額	補正額の財源内訳				説 明
			国 県 支出金	市 債	その他	一般財源	
財源振替	給食材料費				△ 73,334 (給食費納付金)	73,334	

○ 議案第 8 3 号 令和 7 年度大仙市スキー場事業特別会計補正予算（第 2 号）

※協和スキー場浄化槽更新工事費等の補正

補 正 額	49,793 千円
補 正 後 の 予 算 総 額	131,421 千円

○ 議案第 8 4 号 令和 7 年度市立大曲病院事業会計補正予算（第 1 号）

※照明機器の L E D 化改修工事費等の補正

（資本的支出）	
補 正 額	61,292 千円
補 正 後 の 予 算 総 額	215,576 千円

○ 議案第85号 大仙市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

※ 配偶者に係る扶養手当の段階的廃止に伴い、令和7年度から、扶養手当の支給要件に係る扶養親族の範囲から配偶者を除くこととしましたが、県に倣い、寒冷地手当の支給要件に係る扶養親族の範囲には、引き続き配偶者を含むこととするものであります。

1 寒冷地手当の支給要件に係る扶養親族の範囲には、扶養手当の支給要件に係る扶養親族のほか、職員の配偶者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを含むこととします。(第27条関係)

2 所要の条文整理 (第27条関係)

3 施行期日 公布の日

○ 議案第86号 大仙市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

※ 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第5号）の一部が令和7年10月1日から施行されることに伴い、新たな部分休業制度に係る規定の整備を行うほか、国県の対応に倣い、仕事と育児の両立支援制度の利用に関する情報提供や意向確認等の措置を講じることとするものであります。

1 大仙市職員の育児休業等に関する条例の一部改正【第1条の規定】

① 部分休業のうち1日につき2時間を超えない範囲内で休業する方法（第1号部分休業）について、承認する単位時間等に係る規定の整備を行います。(第20条関係)

② 部分休業のうち1日の全部又は一部を休業する方法（第2号部分休業）について、承認する単位時間等に係る規定の整備を行うほか、1年につき請求できる時間の上限（非常勤職員以外の職員は77時間30分、非常勤職員は勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間）を定めます。(第20条の2、第20条の4関係)

③ その他所要の規定の整備（第19条、第20条の3、第20条の5、第21条、第22条関係）

2 大仙市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正【第2条の規定】

① 職員又はその配偶者が妊娠、出産したことなどを申し出たときは、仕事と育児との両立に資する制度等の情報提供や、制度等の利用に関する意向確認などを行うこととするほか、3歳未満の子を養育する職員に対しても同様の措置を講じることとします。(第18条の3関係)

② その他所要の規定の整備（第8条の3、第18条、第18条の4、第18条の5、第21条関係）

3 大仙市上下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正【第3条の規定】

部分休業の定義に係る規定の整備（第18条関係）

4 施行期日 令和7年10月1日

5 所要の経過措置

○ 議案第87号 大仙市大曲墓園条例の一部を改正する条例の制定について

※ 大曲墓園に合葬墓を設置し、その利用要件や永代使用料などを定めるものであります。

- 1 大曲墓園に、焼骨を共同で埋蔵する施設として合葬墓を設置します。(第2条関係)
- 2 合葬墓の利用は、市営墓地を利用していない市民の方や、市外在住の方が死亡時に市民だった方の焼骨を埋蔵する場合のほか、墓じまいなどのために改葬をする方などを対象とします。(第4条関係)
- 3 合葬墓の永代使用料は、1体につき30,000円とします。(第10条関係)
- 4 所要の規定の整備(第1条の2、第3条、第5条、第6条の2、第7条、第11条、第12条関係)
- 5 施行期日 令和7年11月1日

○ 議案第88号 大仙市水道事業給水条例等の一部を改正する条例の制定について

※ 令和6年能登半島地震の状況を踏まえ、災害等の非常の場合には、他市町村の指定事業者等についても、本市における給水装置工事や排水設備等の工事の実施を可能とするものであります。

- 1 大仙市水道事業給水条例の一部改正【第1条の規定】
給水装置工事については、本市上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)又は指定事業者でなければ実施できないこととしていますが、災害等の非常の場合であって、管理者がその必要性を認めるときは、他市町村の水道事業者又は指定事業者についても当該工事を実施できることとします。(第8条関係)
- 2 大仙市下水道条例及び大仙市農業集落排水施設の管理に関する条例の一部改正【第2条及び第3条の規定】
 - ① 排水設備等の工事については、原則、本市の指定排水設備工事店でなければ実施できないこととしていますが、災害等の非常の場合であって、管理者がその必要性を認めるときは、他市町村において指定を受けた者についても当該工事を実施できることとします。(大仙市下水道条例第6条の改正規定、大仙市農業集落排水施設の管理に関する条例第11条の改正規定関係)
 - ② 所要の規定の整備(大仙市下水道条例第2条の改正規定、大仙市農業集落排水施設の管理に関する条例第11条及び第15条の改正規定関係)
- 3 施行期日 公布の日

○ 議案第89号 大仙市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

※ 建設業法施行令の一部改正に伴い、引用条項ずれの整理を行うものであります。

1 引用条項ずれの整理（第3条、第4条関係）

2 施行期日 公布の日

○ 議案第90号 財産の譲与について

※ 旧中仙公民館清水分館の敷地である土地の売却について、これに伴う建物解体費用の低減を図るため、建物解体条件付き一般競争入札を実施しました。本入札は、建物解体費用が土地評価額を上回ることから、予定価格をマイナスに設定し実施したのですが、入札の結果、落札額についてもマイナスの金額となったことから、建物解体に係る負担金を付して当該土地を落札者に無償譲渡するため、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

1 土地の所在、地目及び地積

土地の所在地	地目	地積
大仙市清水字上大蔵126番6	宅地	1,615.70㎡
大仙市清水字上大蔵126番30	宅地	13.54㎡
大仙市清水字上大蔵126番31	宅地	13.42㎡
大仙市清水字上大蔵129番15	宅地	213.71㎡
合 計		1,856.37㎡

2 譲与の目的 建物解体条件付き一般競争入札の落札者に当該土地を無償譲渡するため

3 建物（旧中仙公民館清水分館、旧清水地区コミュニティセンター及び同体育館）の解体を条件とする負担金の額 2,270万円

4 譲与の相手方

大仙市清水字上大蔵126番地の8
有限会社石川屋商店

○ 議案第91号 財産の取得について（大曲地域教職員用端末機器）

※ 大曲地域の各小中学校で使用する教職員用端末機器を取得するため、大仙市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

- 1 取得する財産 教職員用端末機器（コンバーチブル型パソコン、液晶ディスプレイ及びマウス・キーボード） 223台
- 2 取得の方法 公募型指名競争入札
- 3 取得金額 64,188,630円
- 4 取得の相手方 株式会社ビジネス秋田（大仙市大曲通町3番11号）
- 5 納入期限 令和8年1月23日

○ 議案第92号 財産の取得について（東部地域教職員用端末機器）

※ 中仙、仙北及び太田地域の各小中学校で使用する教職員用端末機器を取得するため、大仙市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

- 1 取得する財産 教職員用端末機器（コンバーチブル型パソコン、液晶ディスプレイ及びマウス・キーボード） 143台
- 2 取得の方法 公募型指名競争入札
- 3 取得金額 41,174,430円
- 4 取得の相手方 株式会社とみや大仙営業所（大仙市若竹町33番14号）
- 5 納入期限 令和8年1月23日

○ 議案第93号 財産の取得について（西部地域教職員用端末機器）

※ 神岡、西仙北、協和及び南外地域の各小中学校で使用する教職員用端末機器を取得するため、大仙市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

- 1 取得する財産 教職員用端末機器（コンバーチブル型パソコン、液晶ディスプレイ及びマウス・キーボード） 134台
- 2 取得の方法 公募型指名競争入札
- 3 取得金額 38,558,300円
- 4 取得の相手方 株式会社アイネックス大仙営業所（大仙市大曲須和町二丁目2番20号）
- 5 納入期限 令和8年1月23日

○ 議案第94号 令和6年度大仙市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

※ 令和6年度大仙市下水道事業会計未処分利益剰余金596,918,535円を
資本金に組み入れることについて、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

(資本金残高)

令和6年度末資本金残高 5,841,440,746円

処分後の資本金残高 6,438,359,281円

補 正 額	76,720 千円
補正後の予算総額	46,300,844 千円

【歳 出】

(単位：千円)

所 属	補正事項	補正額	補正額の財源内訳				説明
			国 県 支出金	市 債	その他	一般財源	
市民部	1. プラスチック資源循環事業費	7,905				7,905	プラスチック資源の再商品化に係る委託料の補正
	2. 簡易水道水質検査経費	1,716				1,716	法改正に伴う簡易水道水質検査経費の補正
福祉部	3. 生活保護事務費	1,628	814			814	生活保護システム改修業務委託料の補正
農林部	4. 復田対策推進支援事業費	1,146	1,146				国の転作作物助成制度の見直しにより、復田時に必要な経費に対する補助金の補正
	5. 畑地化促進事業費	1,655	1,655				畑地化への事業取組者が管轄土地改良区より請求を受ける「土地改良区畑地化協力金」の補正
	6. 換地処分等業務費	3,975	3,975				県営ほ場整備事業に係る換地業務委託費等の補正
	7. 有害鳥獣駆除対策事業費	2,136	477			1,659	9月より可能となる緊急銃猟の実施や準備に要する経費の補正
産業経済部	8. 企業誘致対策費	38,433				38,433	企業誘致予定施設の電気設備改修工事費等の補正
観光文化スポーツ部	9. 道の駅なかせん管理費	16,685		15,500		1,185	道の駅なかせんの照明LED化更新工事費等の補正
	10. 太田四季の村管理費	1,441				1,441	大台スキー場の夏季観光利用に係る管理道路補修工事費の補正
合 計		76,720	8,067	15,500		53,153	

債務負担行為	電子計算システム更新事業費（財務会計システム）	○期 間 令和7年度～令和13年度 ○限度額 121,842千円
--------	-------------------------	-------------------------------------

令和6年度大仙市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について

(単位：円)

会 計 名		歳入総額	歳出総額	歳入歳出差引	
議案第96号		一般会計	53,948,404,955	51,573,794,912	2,374,610,043
特 別 会 計	議案第97号	国民健康保険事業特別会計	7,921,268,214	7,765,020,477	156,247,737
	議案第98号	後期高齢者医療特別会計	1,139,961,751	1,139,651,551	310,200
	議案第99号	学校給食事業特別会計	1,151,588,590	1,151,230,080	358,510
	議案第100号	奨学資金特別会計	36,336,272	25,248,006	11,088,266
	議案第101号	企業団地整備事業特別会計	469,690,793	469,690,793	0
	議案第102号	スキー場事業特別会計	156,792,582	155,194,582	1,598,000
	議案第103号	太陽光発電事業特別会計	165,827,366	152,247,119	13,580,247
	議案第104号	小水力発電事業特別会計	855,297	855,297	0
	議案第105号	内小友財産区特別会計	374,613	121,753	252,860
	議案第106号	大川西根財産区特別会計	472,780	67,369	405,411
	議案第107号	荒川財産区特別会計	18,091,524	932,365	17,159,159
	議案第108号	峰吉川財産区特別会計	1,367,417	554,092	813,325
	議案第109号	船岡財産区特別会計	5,423,810	4,879,711	544,099
	議案第110号	淀川財産区特別会計	2,735,272	2,080,727	654,545
小 計		11,070,786,281	10,867,773,922	203,012,359	
合 計		65,019,191,236	62,441,568,834	2,577,622,402	

○ 議案第111号 令和6年度市立大曲病院事業会計決算の認定について

(収益的収入及び支出)	
事業収益	971,085,165 円
事業費用	926,391,771 円
差引額	44,693,394 円

(資本的収入及び支出)	
資本的収入	99,404,000 円
資本的支出	160,093,664 円
差引額	△ 60,689,664 円

※ 不足額については、減債積立金30,000,000円、過年度分損益勘定留保資金30,689,664円で補てんした。

○ 議案第112号 令和6年度大仙市上水道事業会計決算の認定について

(収益的収入及び支出)	
事業収益	875,054,255 円
事業費用	763,156,775 円
差引額	111,897,480 円

(資本的収入及び支出)	
資本的収入	52,773,410 円
資本的支出	418,902,750 円
差引額	△ 366,129,340 円

※ 不足額については、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額19,820,201円、減債積立金100,000,000円、過年度分損益勘定留保資金246,309,139円で補てんした。

○ 議案第113号 令和6年度大仙市簡易水道事業会計決算の認定について

(収益的収入及び支出)	
事業収益	1,268,414,862 円
事業費用	1,062,966,517 円
差引額	205,448,345 円

(資本的収入及び支出)	
資本的収入	376,632,500 円
資本的支出	1,035,128,775 円
差引額	△ 658,496,275 円

※ 不足額については、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額32,752,982円、減債積立金200,000,000円、過年度分損益勘定留保資金21,298,424円及び当年度分損益勘定留保資金404,444,869円で補てんした。

○ 議案第114号 令和6年度大仙市下水道事業会計決算の認定について

(収益的収入及び支出)	
事業収益	3,420,792,609 円
事業費用	2,783,805,573 円
差引額	636,987,036 円

(資本的収入及び支出)	
資本的収入	1,585,337,130 円
資本的支出	2,491,107,897 円
差引額	△ 905,770,767 円

※ 不足額については、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額23,707,191円、過年度分損益勘定留保資金474,464,380円、当年度分損益勘定留保資金407,599,196円で補てんした。